

鳥取市佐治町佐治川水力発電所
整備運営事業

事業者選定基準

令和8年1月5日

鳥取市

目次

第1	本書の位置づけ	3
第2	事業者選定の概要	3
1	事業者選定方式	3
2	事業者選定方法	3
3	事業者選定体制	3
第3	参加資格に係る審査	4
第4	技術提案に係る審査	4
第5	優先交渉権者の決定	5

第1 本書の位置づけ

この事業者選定基準は、鳥取市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した鳥取市佐治町佐治川水力発電事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、公表するもので「募集要項」と一体のものとする。

事業者選定基準は、事業者の応募資格及び提案内容の審査を実施し、その中から最も優れた提案を行った事業者を選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定方式

事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、本発電所施設の設計・建設及び運営維持等について、市の要求する水準との適合性、事業遂行能力や事業計画の妥当性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等、応募者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

2 事業者選定方法

事業者の選定は、「参加資格に係る審査」及び「技術提案に係る審査」により行うものとする。「参加資格に係る審査」においては、応募者の参加資格について、市が審査する。なお、参加資格に係る審査の結果は、技術提案に係る審査における評価には反映させない。また、「技術提案に係る審査」においては、市が設置する鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、提案内容等が要求水準を満たしているか否かについて確認したうえで、「技術提案に係る評価」を行う。

3 事業者選定体制

事業者の選定にあたり、鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業事業者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置する。選定委員会は、技術提案書等を審査し、必要に応じて応募者に対するヒアリングを実施したうえで最優秀提案者を選定する。

第3 参加資格に係る審査

応募者から提出された参加資格確認書に基づき、応募者が募集要項において示す参加資格要件を満たしているか否かについて審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した応募者は失格とする。

第4 技術提案に係る審査

選定委員会は、応募者から提出された技術提案の内容について審査する。具体的な提案内容の審査については、「審査事項の内容」に示す評価項目ごとに評価点を付与する。

技術提案に係る審査においては、提案内容に関する応募者による発表及び応募者に対するヒアリングを実施し、評価項目に従い提案内容の得点化を行う。

選定委員会は、得点化した各評価項目の評価点の合計点が最も高い提案を最優秀提案とし、その提案を行った者を最優秀提案者に選定し、次点の者以下に順位を付する。

また、評価点の合計点が最も高い提案が複数となった場合は、選定委員の多数決により順位を決定するものとする。

なお、評価項目の採点結果の合計点が満点の5割に満たない場合は、最優秀提案の対象としない。また、当該提案を行った者に対して順位を付さない。

審査事項の内容

評価区分	評価項目		評価内容	配点
1 企業実績	(1)企業の整備事業実績 (※1)	小水力発電設備の整備事業実績	最大出力100kW以上的小水力発電設備の整備事業実績がある	10
	(2)企業の地域密着度	応募者または応募グループの代表企業の市内における本店等の有無	応募企業または応募グループの代表企業の本店・支店の所在地及びその体制	10
	(3)地域還元活動の実績評価	地域還元活動の経験	地域還元活動の実績がある	10

2 技術提案	(1)事業計画全般に関する事項	事業期間中の事業者の経営計画	本事業を実施する事業者の経営計画の内容及び根拠資料等の妥当性について評価する。	10
	リスク管理と対応策	本事業における潜在的リスクに対するリスク管理と対応策について評価する。	10	
	(2)設計・建設業務に関する事項	設計・建設上の留意点	事業内容及び現場環境条件から留意すべき事項の的確性について評価する。	15
		kWh当たりの建設費	施設整備の効率性について評価する。	10
	(3)運営維持業務に関する事項	事業期間中の維持管理計画及び緊急対応体制	事業期間中の維持管理計画の妥当性について評価する。	10
	(4)地域還元に関する事項	地域還元に関する提案や取り組み	地域還元の内容及び見込まれる効果について評価する。	15
評価点の合計				100

※1. 構成企業のいづれかと資本関係または人的関係のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号または第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）の実績を含む。

第5 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会が選定した最優秀提案者を優先交渉権者として決定するものとし、全ての応募者に対し、結果を個別に通知する。なお、この場合において、市は、優先交渉権者が辞退・失格した場合における交渉権者として、次点の者以下の交渉の優先順位を通知するものとする。